

農林 2 - 1

不利益処分の内容	漁港施設の占用料の徴収		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 35 条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準	鳥取市漁港管理条例による。		

農林 2 - 2

不利益処分の内容	漁港施設の原状回復命令		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 37 条第 2 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準	漁港施設の原状回復命令は、第 37 条第 1 項の規定に違反した者に対して、違法性の程度、当該漁港施設自体の影響、漁港機能の全般に与える影響等を総合的に勘案し行うこととする。		

農林 2 - 3

不利益処分の内容	工作物建築等の許可取消、原状回復命令等		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 39 条の 2 第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>漁港施設の原状回復命令は、第 39 条の 2 第 1 項各号に該当する者の当該行為の違法性の程度、漁港の保全の観点から命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。また、処分の内容については、処分の原因となった違反行為又は不正行為と処分との相当性、類似の違反行為があった場合に比べて不当に差別的な扱いとならないこと等を勘案して判断することとする。</p>			

農林 2 - 4

不利益処分の内容	危険防止のための措置命令		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 39 条の 2 第 2 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>危害防止のための措置命令は、当該処分の名あて人が所有又は占有する土地、竹木又は工作物が、土地の欠壊、土砂又は汚水の放流等により、漁港の保全が維持できなくなる場合において、危害防止の取組状況、危害のおそれの判然性、緊急性、命令を発しなかったときの影響を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>			

農林 2 - 5

不利益処分の内容	漁港区域内における土砂採取料等の徴収		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 39 条の 5 第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準	鳥取市漁港管理条例による。		

農林 2 - 6

不利益処分の内容	過怠金の徴収		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 39 条の 5 第 2 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準	過怠金の徴収は、偽りその他の行為により法第 39 条の 5 第 1 項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者に対して行うが、具体的にはその経緯、故意又は悪意の程度、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行うこととする。		

農林 2 - 7

不利益処分の内容	伐採計画の変更命令		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 9 第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>「伐採の届出制の運用について(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通達)」の 3 による。</p>		

農林 2 - 8

不利益処分の内容	伐採計画の遵守命令		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 9 第 3 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>「伐採の届出制の運用について(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通達)」の 4 による。</p>		

農林 2 - 9

不利益処分の内容	施業実施協定の認可の取消し		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 11 の 16 第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>施業実施協定の認可の取消しについては、法第 10 条の 11 の 16 第 1 項の規定により、協定の内容が法第 10 条の 11 の 12 第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときに行うこととされている。具体的には、例えば、次のような場合が該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林所有者等の全員の合意形成に瑕疵のあったことが許可後において明らかとなった場合 2 災害時の事由により協定の目的となる森林の現況が協定の締結時と著しく異なったものとなったこと等により協定に係る森林施業の実施又は施設の設置が不可能となった場合 3 協定の有効期間が相当程度経過しても協定の目的が達成されず、かつ、将来にわたってもその達成が見込めない場合 			

農林 2 - 10

不利益処分の内容	森林施業計画等の変更通知		
根拠法令及び条項	森林法第 13 条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>「森林施業計画制度運営要領について(昭和 43 年 8 月 16 日付け 43 林野計第 302 号林野庁長官通達)」の I の 3、II の 3 又は III の 3 による。</p>			

農林 2-11

不利益処分の内容	森林施業計画等の取消し		
根拠法令及び条項	森林法第 16 条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>「森林施業計画制度運営要領について(昭和 43 年 8 月 16 日付け 43 林野計第 302 号林野庁長官通達)」のⅠの 7、Ⅱの 7 又はⅢの 7 による。</p>		

農林 2-12

不利益処分の内容	救護費用の納付命令		
根拠法令及び条項	水難救護法第 15 条第 2 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法施行細則第 2 条の規定により、地方習慣上の賃金を基礎とし、各人の為した次の事項を斟酌して救護費用の金額を定めて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労務の種類 2 救護に要した時間の長短 3 危険の程度 4 被害があった時は、その被害の大小 		

不利益処分の内容	森林施業計画の認定の取消し		
根拠法令及び条項	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第9条第4項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	「森林施業計画制度運営要領について(昭和 43 年 8 月 16 日付け 43 林野計第 302 号林野庁長官通達)」の I の 7 による。		